

捜査手法、取調べの高度化を図るための研究会における検討に関する中間報告(概要)

第1 研究会の目的

治安水準を落とすことなく取調べの可視化を実現するため、

- 捜査構造全体の中での取調べの機能をどうするか
- どのように取調べの可視化・高度化を図るか
- 取調べ以外の捜査手法をどのように高度化するか等について、おおむね2年程度をかけて幅広い観点から検討

主催 国家公安委員会委員長
委員 学者(刑事法・社会政策・心理学)、元裁判官、元検事、弁護士、元警察幹部、ジャーナリスト (計12名)

第2 検討の概要

- 1 検討の経緯
H22. 2. 5(第1回)～H23. 3. 11(第13回)
- 2 委員による知見発表(4名)
 - 「被疑者取調べの可視化(全過程録画)＝その意義・機能と必然性について」
 - 「取調べの可視化と無罪(再審無罪)、幅広い検討の必要性」
 - 「ビデオ録画面接の功罪(被害者、目撃者への司法面接と被疑者調べ)」
 - 「何によって犯罪の真相に迫るのか」
- 3 ヒアリング(10名)
 - 刑事事件の被告となり、無罪・再審無罪となられた方々(3名)
 - 犯罪被害者の御遺族(2名)
 - 各種専門家(3名:元科学警察研究所犯罪行動科学部長、オーストラリア連邦法務省法務次官補、韓国・法学専門大学院教授)
 - 現に取調べに従事している警察官(刑事)(2名)
- 4 諸外国に関する調査結果の報告等
内容:刑事司法手続、取調べの比重・役割・可視化、捜査手法等
対象:英、米、独、仏、伊、豪、韓、台湾、香港

第4 今後の検討課題

- 「取調べの高度化と可視化」
 - ・ 取調べの機能・役割
 - ・ 取調べの可視化の目的
 - ・ 録音・録画の対象・範囲
 - ・ 録音・録画の実施の確保
 - ・ 取調べ技術の高度化
- 「捜査手法の高度化」
 - ・ 犯罪の追跡可能性を高めるための方策(DNA型データベースの拡充等)
 - ・ 被疑者等の言動を捕捉するための方策(通信傍受制度の見直し、会話傍受制度の導入等)
 - ・ 取調べの機能を補強するための方策(司法取引、刑事免責等)
 - ・ その他

第3 検討事項ごとの検討状況

取調べの機能

● 取調べの捜査における意義・役割が大きい。

○ 真相解明の機能

諸外国

- 1回当たりの取調べ時間が短く、取調べの回数も少ない。
- 取調べの捜査における意義・役割が、我が国に比して小さい。
- 弁明を聞く程度で、自白率も低い。

取調べは逮捕後1、2回で、1回につき30分程度。
警察署が扱う事件で自白率40～60%台。重大事件では自白はまれ。

約20%のケースにおいて黙秘権の行使又は弁護士の立会い要求があり、この場合、取調べそのものが行われない。

委員から様々な指摘

- 犯行動機や背景等は科学捜査だけでは分からない。真相解明に供述は不可欠。
- 志布志事件等は密室での取調べというシステム自体に問題があることを示している。
- 自白をとるという観念が捜査官全体にありすぎるのでは。

取調べの可視化

● 裁判員裁判対象事件に対する取調べの録音・録画の試行(H20.9～H23.2 767件)

諸外国

【録音・録画制度】

- 調査した9の国等中、8の国等において制度を導入
法令又は判例による義務付け、証拠法上の優位性の付与 等
- 録音・録画の範囲は、対象犯罪や身柄拘束の有無等により限定

自白は減るが、通信傍受等で証拠を収集

捜査力の低下を補うための刑法・刑事訴訟法改正を検討中

委員から様々な指摘

- 可視化には、えん罪防止機能、虚偽自白防止機能、取調べ検証機能がある。
- 自白に必要な信頼関係の構築が困難となる、組織犯罪の解明に支障を生ずる。

捜査手法等		日本	英国	米国	ドイツ	フランス	イタリア	オーストラリア	韓国	台湾	香港
DNA	強制採取(注1) (被疑者、有罪者)	×	○	○	○	○	○	検討中	○	○	○
	データベース(注2) (人口10万人当たり)	12万 (94)	560万 (1.0万)	830万 (2.700)	67万 (760)	120万 (1,900)	—	40万 (1,800)	—	5.4万 (230)	3.1万 (440)
通信傍受	対象犯罪	組織犯罪 4罪種	殺人、強盗、強姦、放火、誘拐、詐欺、贈収賄等多種						組織性の要件なし 立会い要件なし		
	令状発付件数(注3) (人口10万人当たり)	23 (0.018)	1,500 (2.8)	2,400 (0.77)	1.7万 (20)	2.6万 (41)	13万 (220)	3,200 (14)	非公表	6,100 (27)	1,700 (24)
会話傍受		×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
司法取引 刑事免責 等	自認・有罪答弁による 刑の減免等	×	○	○	○	○	○	○	○	検討中	○
	共犯者等に関する供述 による刑の減免等	×	○	○	○	○	○	○	○	検討中	○
無罪率(注4)		0.2%	20%	10.3%	3.4%	4.4%	12～23%	—	2.0%	3.7%	—

注1:事件の被疑者や有罪確定者等からの強制採取制度
注2:2010年(英・仏・独は2009年)
注3:2009年(伊は2007年、仏・台湾・香港は2008年、豪は2008年度)。米・伊は会話傍受も含む。仏・台湾は実施件数、伊は実施対象数。
注4:国等により刑事司法制度や統計のとり方が異なるため、何を無罪率ととらえるかは一律ではない。